

令和元年度答申第4号
令和元年5月8日

諮問番号 平成30年度諮問第86号（平成31年2月27日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、叔父のPは軍人として外地で戦病死したところ、その出征までの数年間、叔父Pの姉である母Qと共にその実家である叔父Pの家で一緒に生活していたと主張して、A県知事（以下「処分庁」という。）に対し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）3条本文の規定に基づき、叔父Pに係る特別弔慰金の請求（以下「本件請求」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人は叔父Pと1年以上の生計関係を有していたとは認められないなどとして、本件請求を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- (1) 特別弔慰金支給法3条本文は、「戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給する。」と規定しているところ、この「戦没者等の遺族」とは、死亡した者

の死亡に関し、平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。）による弔慰金を受ける権利を取得した者をいうとされている（特別弔慰金支給法2条1項）。そして、遺族援護法35条1項は、弔慰金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族（死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者に限る。）とすると規定している。

- (2) 特別弔慰金支給法2条の2第3項は、上記(1)の「これらの者以外の三親等内の親族」（以下単に「三親等内の親族」という。）は、先順位者である配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹がない場合であって、当該三親等内の親族が「死亡した者の死亡の日まで引き続く1年以上その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者」であるときに限り、戦没者等の遺族とみなすと規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、昭和15年a月b日、父のRと母Qとの間に出生した。
(戸籍全部事項証明書)
- (2) 昭和18年c月d日、A県B市において審査請求人の妹Sが出生し、同月24日、父Rがその出生の届出をした。
(戸籍全部事項証明書)
- (3) 母Qの弟である叔父Pは、昭和18年7月10日、T（以下「叔母T」という。）と婚姻をした。
(除籍謄本（戸主：P）)
- (4) 叔父Pは、昭和18年12月9日に召集され、昭和20年5月26日に比島C地において大腸炎兼マラリアにより戦病死した。
(除籍謄本（戸主：P）、陸軍軍人軍属未帰還届出書、死亡告知書)
- (5) 叔父Pと母Qの姉である伯母Uは、昭和28年6月15日付けで叔父Pに係る弔慰金の受給裁定を受けた。
なお、伯母Uは、昭和29年9月30日に死亡した。
(弔慰金請求書、弔慰金受給台帳、除籍謄本（筆頭者：U）)
- (6) 母Qは、叔父Pに係る特別弔慰金を昭和52年5月28日付け（第2回）、昭和60年10月5日付け（第4回）、平成7年9月18日付け（第6回）

及び平成17年9月13日付け（第8回）で請求し、処分庁は、それぞれ可決裁定をした。

なお、母Qは、平成23年10月29日に死亡した。

（特別弔慰金請求書（昭和52年5月28日付け）、戦没者の遺族の現況等についての申立書（同日付け）、戦没者の遺族の現況等についての申立書（昭和60年10月5日付け）、戦没者の遺族の現況等についての申立書（平成7年9月18日付け）、戦没者等の遺族の現況等についての申立書（平成17年9月13日付け）、戸籍全部事項証明書）

(7) 審査請求人は、平成28年7月27日付けで、D市長を經由して、処分庁に対し、特別弔慰金支給法3条本文の規定に基づき、叔父Pに係る特別弔慰金（第10回）の請求（本件請求）をした。

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書）

(8) 処分庁は、平成30年1月16日、審査請求人に対し、「平成28年7月27日に請求いただいた戦没者等の遺族に対する特別弔慰金について、請求に必要な書類である先順位者がいないことを証する戸籍の提出がなく、また提出いただいた請求書類では請求者と戦没者が1年以上の生計関係を有していたとは認められないため、第10回特別弔慰金の請求を却下します。」との理由を付して、本件却下処分をした。

（却下通知書）

(9) 審査請求人は、平成30年2月16日、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をし、同月22日、「審査請求の趣旨及び理由」を補正した。

（審査請求書、審査請求書の補正について）

(10) 審査庁は、平成31年2月27日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

叔父Pとの1年以上の生計関係が認められない点に不服があり、本件却下処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

1 叔父Pの死亡当時の本籍は、A県E地であり、母Qは、昭和12年11月26日に父Rと婚姻をし、叔父Pの父Vを戸主とする戸籍（A県E地）から除籍されている。審査請求人は、父Rと母Qの長女として、父Rを戸主とする戸籍

(A県F地)に入籍している。叔父Pと審査請求人は、同一戸籍にはない。

本件のように、死亡した者の死亡当時、死亡した者と別戸籍にあった者の生計関係を判断するに当たっては、請求人からの申立ての内容のみから生計関係があったとの推測ができる程度では不十分であり、事実関係を確認することができる資料の提出を求めた上で総合的に判断すべきである。また、戸籍の記載のみにより居住地の特定をすることはできない。

審査請求人は、父Rが出征したため、母Qは、幼い審査請求人を連れて、父母が亡くなった実家の家事手伝いと疎開のため、約2年余、実家で叔父Pと同居していたと主張している。

しかしながら、審査請求人から、具体的な生計関係の説明がなく、それを裏付ける資料の提出もないため、叔父Pの死亡当時の審査請求人の居住地、叔父Pとの同居の有無等の生活状況が明らかではない。

A県保管資料によれば、叔父Pに係る過去の特別弔慰金は、第2回、第4回、第6回及び第8回を母Qが受給しているが、これら全ての回の請求時に提出された「戦没者(等)の遺族の現況等についての申立書」において、母Qは、叔父Pとの生計関係は「無い」と申し立てている。

また、A県保管資料及び厚生労働省保管資料を調査したが、母Qと審査請求人が叔母Tと同居していた事実を確認することができなかった。

以上によれば、審査請求人が提出した資料、A県保管資料及び厚生労働省保管資料から、審査請求人が叔父Pとその死亡の日まで引き続く1年以上の生計関係があったことを確認することができないため、審査請求人は、特別弔慰金支給法2条の2第3項に規定する「死亡した者の死亡の日まで引き続く1年以上その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者」とはいえない。

したがって、本件却下処分は適正であると考えられる。

- 2 ところで、本件却下処分は、請求に必要な書類である先順位者がいないことを証する戸籍の提出がないことをその理由の一つとしている。

そこで、その妥当性について検証すると、三女(氏名不明)については、叔父Pの父Vが大正9年11月21日に分家届出をした際の戸籍(昭和28年2月20日付けの弔慰金請求書の添付のもの)に載っていないことから、年齢的に婚姻は考えられず(二女(伯母U)が明治39年e月f日生まれ、四女(母Q)が大正元年g月h日生まれである。)、その時点で死亡していたとみて大過ないと考えられる。また、五女(Y)については、第8回特別弔慰金を母Q

が請求した際に、同順位である五女の死亡確認は済んでいるものと思われる。そうすると、今回の請求者である審査請求人に対し、先順位者がいないことを証する戸籍の提出を求めるのは、他の請求者への指導とは異なり、適切な取扱いであるとは認められない。

したがって、処分庁が先順位者がいないことを証する戸籍を求めたこと及びそれに対応しないことを却下理由としたことは不適切であるが、これらは、本件却下処分の主たる理由ではないから、本件却下処分を取り消すことはしない。

3 以上によれば、本件却下処分は適正であり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきものとする。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件却下処分が違法又は不当なものとは認められず、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

本件請求から本件諮問に至るまでの一連の手續について、特段違法又は不当と認めるべき点はない。

2 本件却下処分の違法性又は不当性について

(1) 本件では、審査請求人が、叔父Pの死亡の日（昭和20年5月26日）まで引き続く1年以上、叔父Pによって生計を維持し、又は叔父Pと生計を共にしていたか、すなわち、叔父Pと同一の生計関係を有していたかが問題となっている。

(2) 審査請求人は、審査請求書の補正書において、「私の父が先に戦争に行ったため、又叔父の両親も早く亡くなり叔父が戦争に行くまでの数年母が実家である弟の家の家事を手伝いに幼ない私を連れて一緒に生活し、可愛がってもらったと母から、何度も思い出話を聞いておりました。」と主張している。

このように、審査請求人は、叔父Pが戦争に行くまでは、叔父Pと一緒に生活していたと主張するものの、叔父Pが戦争に行った後、死亡するまでの間の生活状況については、何ら具体的な主張をしていない。

また、本件に現れた資料を精査しても、叔父Pが戦争に行った後、死亡するまでの間に、審査請求人が叔父Pの家で叔母Tと同居していたという事実を確認することができない。

したがって、審査請求人が、叔父Pの死亡の日まで引き続く1年以上、叔父Pと同一の生計関係を有していたとは認められない。

(3) かえって、当審査会が処分庁から提供を受けた父Rの軍歴について記載した「履歴書」によれば、父Rは、昭和18年1月20日に臨時召集により陸軍歩兵第38連隊に応召し、昭和19年11月6日に陸軍歩兵第8連隊を召集解除されていることが認められ、これに、応召後の昭和18年c月d日にA県B市において審査請求人の妹Sが出生し、同月24日に父Rがその出生の届出をしていること（上記第1の2の(2)）、父Rの年齢が当時31歳であったことを考え併せると、父Rは、外地に出征したのではなく、国内で勤務していたのではないかと考えられる。

また、叔父Pは、昭和18年7月10日に叔母Tと婚姻をしている（上記第1の2の(3)）から、それ以降は、母Qが実家の家事を手伝う必要はなかったのではないかと考えられる。

そうすると、審査請求人は、母Qと一緒に、その実家に度々行っていたとしても、父Rが兵役にあった期間も含めて、母Qの実家とは別の場所で、父R、母Q及び妹Sと生活をしていただのではないかと考えられる。

(4) ところで、審査請求書の補正書によれば、審査請求人は、叔父Pが戦争に行くまでの数年、叔父Pと一緒に生活していたのに、叔父Pとの1年以上の生計関係が認められない点に不服があるとしている。これは、審査請求人が特別弔慰金支給法2条の2第3項が規定している支給要件（請求者が三親等内の親族の場合には、「死亡した者の死亡の日まで引き続く1年以上その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者」であることが必要であること）を正しく理解していないことに原因があるのではないかと推測される。

したがって、三親等内の親族から特別弔慰金の請求があった場合には、上記支給要件を分かりやすく説明するとともに、上記支給要件を満たしていないとして特別弔慰金の請求を却下する際にも、その理由を分かりやすく丁寧に付記することが望まれる。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委員 原 優

委 員 中 山 ひ と み
委 員 野 口 貴 公 美